

(工事—単価)

発注者は、表記工事を表記金額で請け負わせるため発注者を甲とし、受注者を乙として、次の条項により契約を締結する。

第 1 条 乙は、本工事を表記期間内に別紙仕様書により、甲の発行する工事指示書により甲の指示する日時（以下「指定期日」という。）までに完了しなければならない。

2 この契約書に定める請求、協議、承諾、解除及び催告は書面により行わなければならない。

第 2 条 乙は、指定期日に工事を完了することができない理由の発生したときは、その都度遅滞なくその理由、影響、日数等を明記して届け出なければならない。

第 3 条 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日に工事を完了することができないときは、その理由を明記して期日延期の願い出をすることができる。この場合において、甲は、その願い出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

2 前項の願い出は、指定期日までにしなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第 4 条 乙は、この契約について工事の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

第 5 条 乙又は代理人及び主任技術者は、指定期日に甲の指定する係員（以下「監督員」という。）の指揮監督のもとに、別紙仕様書、図面及び内訳書に定められたところにより、工事を施行するものとする。

2 監督員は、主任技術者、使用人又は労務者のうち工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、乙に対してその交替を求めることができる。

3 乙は、この工事について仕様書、図面及び内訳書又は契約事項に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第 6 条 乙は、工事を完了したときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けるものとする。

第 7 条 検査に合格しないときは、甲は、1 回に限り日時を指定して手直しを認めることができる。

乙は、この手直しが終了したときは、甲に届け出てその検査を受けなければならない。

2 前項の場合は、手直しの検査に合格したときをもって当該工事を完了したものとする。

第 8 条 乙は、甲の指定する日時において検査に立ち会うものとする。

2 乙は、前項の立会いをしないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

第 9 条 乙が手直しに応じないときは、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これがため乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は、賠償の責任を負わないものとする。

第 10 条 乙は、当該月分の契約代金の支払をその月末以降において甲に請求することができる。ただし、特記仕様書に定めのある場合は、その支払条件による。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した後 40 日以内に当該月分の契約代金を、別紙単価表により計算の上、乙に支払うものとする。

第 11 条 乙は、指定期日に工事を完了しないときは、延滞日数につき、契約金額（発注数量に契約単価を乗じたもの）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの率は閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日当たりの率とする。）で計算して得た額を、違約金として甲に納付しなければならない。

2 第 7 条の規定による手直しが指定した日時以後にわたるときは、乙は、前項の規定によって違約金を納付するものとする。

3 第 2 項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

第 12 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行の中止をすることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上、定める。

第 13 条 甲は、次条及び第 14 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。その他の材料、工具等は、乙は、遅滞なくこれを引き取らなければならない。

3 甲は第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 指定期日内に業務を履行しないとき、又は指定期日後相当の期間内に業務を履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (8) この契約に関して、公正取引委員会の乙に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令が確定したとき又は同法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (9) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

第15条 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

第16条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第17条 乙は、甲の発注する別紙単価価格表の種類別数量が予定数に対して過不足を生じても異議なく履行しなければならない。

第18条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

第19条 乙は、第14条の2第8号又は第9号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、推定総金額から履行部分を差し引いて得た金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第9号のうち乙の刑法第198条の規定による刑が確定

した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につきその賠償を請求することを妨げるものではない。

第 20 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、協議、承諾、解除及び催告は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 21 条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約条項に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。